

藤 児 号 外  
令和 2 年 5 月 1 2 日

保護者 様

藤 枝 市 児 童 課 長

### 保育園等の登園自粛要請の解除について（通知）

日頃から、本市の児童福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国の緊急事態宣言を受け、4月20日（月）から登園自粛をお願いしているところですが、地域の感染状況や小中学校が5月18日（月）から段階的に再開することを踏まえ、登園自粛要請を5月17日（日）をもって解除させていただきます。長期間にわたる登園自粛にご協力いただき、ありがとうございます。

今後、感染状況により対応に変更があった場合は、随時お知らせします。引き続き、ご理解・ご協力をお願いします。

### 記

#### 1 家庭での健康観察について

毎朝、家庭での検温、健康観察は継続してください。平常時の状況を基準として児童や同居家族に発熱又は強いだるさや息苦しさなどの風邪の症状がある場合には、登園を控えてください。登園後に同様の症状が見られた場合には、速やかに帰宅し、休養するようお願いします。

また、日常生活においても、国が示す新しい生活様式の実践例を参考に、引き続き感染予防に努めていただくようお願いします。

#### 2 登園自粛要請期間（4月20日～5月17日）の保育料・副食費等の取り扱いについて

##### 【保育料について】（0歳児～2歳児）

登園自粛をしたご家庭の保育料については、自粛期間の保育料を日割計算します。自粛期間についての出欠については、各園で管理していますので、保護者の方からの申請は不要です。返還金額や返還方法については、後日お知らせします。

##### 【副食費等について】（3歳児～5歳児）

園にお問い合わせください。

担当 児童課 保育推進係  
電話 054-643-3325